

「令和6年能登半島地震」による被災自治体に対する救援物資（救助用寄贈品）の輸送について

2024年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今般、被災された自治体等に対する支援を目的として、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」）と鉄道利用運送事業者団体である公益社団法人全国通運連盟（以下「全国通運連盟」）は、企業等が被災地に向けて寄贈する救援物資（救助用寄贈品）について、下記により無償で輸送を行うこととします。

JR貨物と全国通運連盟は、被災された皆様方に対し一日も早い復興をお祈りするとともに、少しでもその支援となるよう、今後も輸送を行ってまいります。

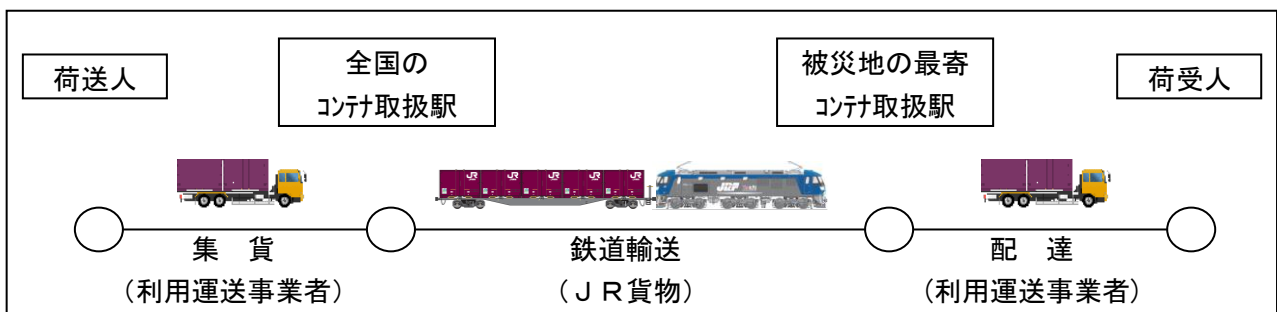
記

1. 無償で輸送を引き受ける救援物資

12ft コンテナ1個単位（5トン以内）で被災自治体に対する救援物資（救助用寄贈品）の輸送を行います。

2. 輸送方法

JR貨物の全国のコンテナ貨物取扱駅から、被災地の最寄のコンテナ貨物取扱駅*まで貨物列車で輸送します。荷送人（発送されるお客様）の指定の場所から最寄のコンテナ貨物取扱駅までと、被災地の最寄のコンテナ貨物取扱駅から被災地の荷受人（受け取られるお客様）までは、鉄道利用運送事業者がトラックで輸送します。



3. 取扱期間

2024年1月4日以降、準備出来次第、当分の間実施することとします。

4. 荷送人

救援物資の輸送につき、各自治体災害対策本部等へ事前に連絡した上で、当該物資の受け入れを承認された企業等とします。

5. 荷受人

救援物資の受け入れを表明している被災自治体。

6. お申込み条件

救援物資輸送のお申込み前に、品名・数量・受け入れ等について、荷受人となる被災自治体と打合せし、受取り承諾を得た貨物に限ります。

貨物の受付に当たっては、発地の鉄道利用運送事業者から着地の鉄道利用運送事業者へ、着駅から荷受人までの配達が可能であることを確認した上で受け付けます。

※ 被災地の復旧状況に応じて最寄のコンテナ貨物取扱駅は変わりますので、JR貨物ホームページご参照の上、最寄の営業窓口にお問い合わせ下さい。また、本輸送に関するお問い合わせにつきましては、同様に全国のJR貨物営業窓口へお問い合わせ下さい。